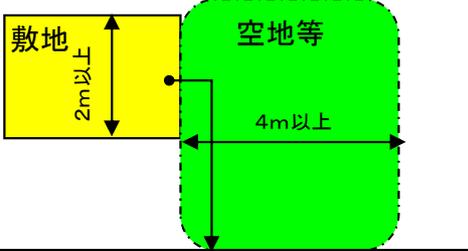
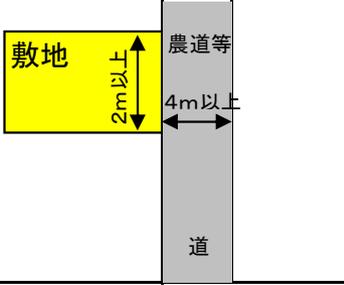


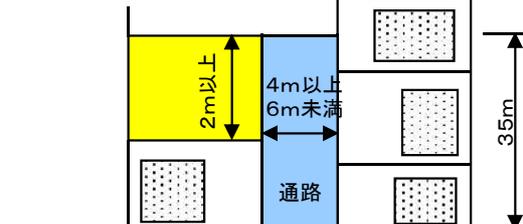
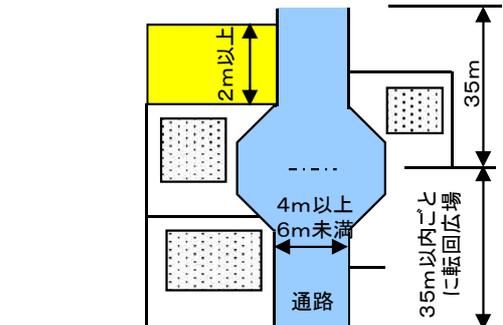
建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則	やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用		
適用	省令第10条の3第4項第1号	省令第10条の3第4項第2号	
判断基準	第3-1	第3-2	
イメージ	 <p>敷地 2m以上</p> <p>空地等 4m以上</p> <p>道路</p>	 <p>敷地 2m以上</p> <p>農道等 4m以上</p> <p>道</p> <p>道路</p>	
許可	適用要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公的機関が管理する4m以上の空地等。 2 空地等に2m以上接する。 3 空地等に入出りができ、道路まで支障なく通行できる。 4 管理者から承諾を得る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公的機関が管理する4m以上の道等。 2 道等に2m以上接する。 3 管理者から承諾を得る。
	道路規定の適用	幅員4mの道路とみなし建築関係規定適用。	建築関係規定適用。
条件	用途	—	—
	階数	地階を除く階数2以下。	—
	構造	耐火建築物又準耐火建築物、若しくは外壁及び軒天を防火構造としかつ外壁開口部で延焼のおそれの部分を令第109条に規定する防火戸とした建築物。	—
	敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。
その他			

建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則		やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用	
適用		省令第10条の3第4項第3号	省令第10条の3第4項第3号
判断基準		第3-3-1	第3-3-2
イメージ		<p>道路</p> <p>※建築物が建ち並んでいること。</p>	<p>道路</p> <p>※建築物が建ち並んでいること。</p>
許可	適用要件	1 幅員は将来にわたって維持管理される。 2 所有者・使用者による合意があること。	1 幅員は将来にわたって維持管理される。 2 所有者・使用者による合意があること。
	道路規定の適用	建築関係規定適用。	建築関係規定適用。
条件	用途	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物
	階数	地階を除く階数3以下。	地階を除く階数3以下。
	敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。
その他			

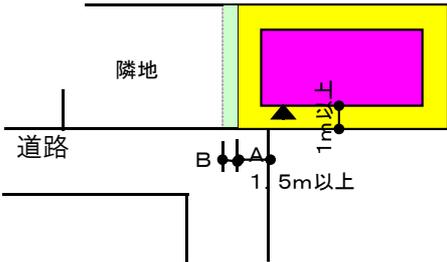
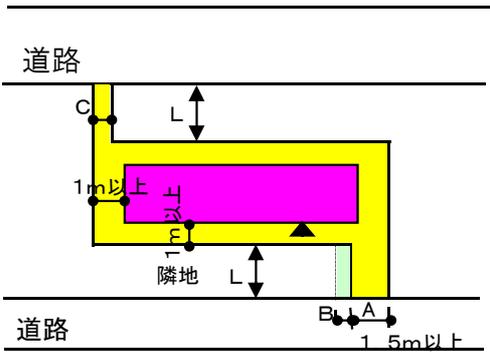
建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則	やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用	
適用	省令第10条の3第4項第3号	省令第10条の3第4項第3号
判断基準	第3-3-3	第3-3-4
イメージ	 <p>道路</p> <p>※建築物が建ち並んでいること。</p>	 <p>道路</p> <p>※建築物が建ち並んでいること。</p>
許可	適用要件	<ol style="list-style-type: none"> 幅員は将来にわたって維持管理される。 所有者・使用者による合意があること。
	道路規定の適用	建築関係規定適用。
条件	用途	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物
	階数	地階を除く階数3以下。
	構造	—
	敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。
その他		

建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則	やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用	
適用	省令第10条の3第4項第3号	
判断基準	第3-4-3	
イメージ	<p>⇒</p> <p>※建築物が建ち並んでいること。</p>	
許可条件	適用要件	<ol style="list-style-type: none"> 所有者・使用者による合意があること。 後退部分の計画図を提出する。 後退部分は分筆をし、出入り口の部分には縁石等を設置する。
	道路規定の適用	建築関係規定適用
	用途	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物
	階数	地階を除く階数2以下。延面積200m ² 以下。
	構造	耐火建築物又準耐火建築物、若しくは外壁及び軒天を防火構造としかつ外壁開口部で延焼のおそれの部分を令第109条に規定する防火戸とした建築物。
	敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。
その他		

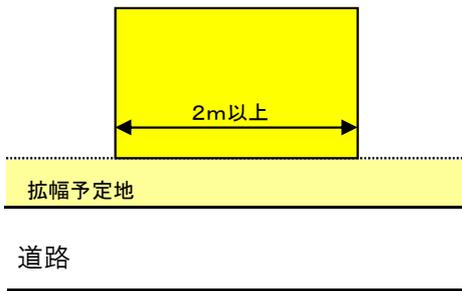
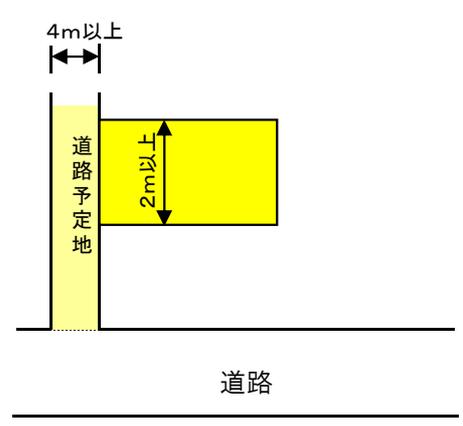
建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則	やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用		
適用	省令第10条の3第4項第3号	省令第10条の3第4項第3号	
判断基準	第3-5-1	第3-5-2	
イメージ	 <p>▲ 主要な出入口</p> <p>A+B=2m以上であること。 A=1.5m以上であること。</p>	 <p>▲ 主要な出入口</p> <p>L=延長距離は20m以内であること。 A+B又はA+C=2m以上であること。 Cの幅員=最低50cm以上であること。</p>	
許可要件	適用要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 通行可能な部分の幅員の合計は2.0m以上。 2 敷地の接する部分の長さは最低150cm以上。 3 所有者・使用者から合意を得る。 4 敷地面積500m²以下。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 通行可能な部分の幅員の合計は2.0m以上。又は、2以上の敷地等で接する場合その合計の幅員は2.0m以上。 2 敷地の接する部分の長さは最低150cm以上。その他は最低50cm以上。 3 所有者・使用者から合意を得る。 5 敷地面積500m²以下。
	道路規定の適用		
	用途	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物
	階数	地階を除く階数2以下。	地階を除く階数2以下。
	構造	耐火建築物又準耐火建築物、若しくは外壁及び軒天を防火構造としかつ外壁開口部で延焼のおそれの部分を令第109条に規定する防火戸とした建築物。	耐火建築物又準耐火建築物、若しくは外壁及び軒天を防火構造としかつ外壁開口部で延焼のおそれの部分を令第109条に規定する防火戸とした建築物。
	敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。
その他			

建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則	やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用		
適用	省令第10条の3第4項第3号	省令第10条の3第4項第3号	
判断基準	第3-6-1	第3-6-2	
イメージ	<p>※河川・水路等の幅員が65cm以下の場合は法第43条本文に適合しているとみなす。</p>	<p>※公共用地等の幅員が65cm以下の場合は法第43条本文に適合しているとみなす。</p>	
許可 条 件	適用要件	1 管理者から許可・承認等を得る。	1 管理者から許可・承認等を得る。
	道路規定の適用	建築関係規定適用。	建築関係規定適用。
	用途	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物 (幅員2.0m以上) 上記以外の建築物(幅員4.0m以上)	住宅、兼用住宅、付属する簡易建築物 (幅員2.0m以上) 上記以外の建築物(幅員4.0m以上)
	階数	—	—
	構造	—	—
	敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。
	その他		

建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準概要解説図

運用の原則		やむを得ぬ理由により道路に接することが困難な場合に限り例外的に本基準を適用	
適用		省令第10条の3第4項第3号	省令第10条の3第4項第3号
判断基準		第3-7-1	第3-7-2
イメージ			
許可条件	適用要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公的機関の管理が確実。 2 管理者から使用承諾を得る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公的機関の管理が確実。 2 管理者から使用承諾を得る。
	道路規定の適用	建築関係規定適用。	建築関係規定適用。
	用途	—	—
	階数	—	—
	構造	—	—
敷地の衛生	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。	敷地内の雨水、汚水の排水処理ができる。	
その他			